

会 議 録

会議名	第2回豊田市公契約条例検討委員会		
日 時	令和3年5月28日（金） 午後2時～午後3時20分		
場 所	豊田市役所 南庁舎5階 51会議室		
出席者	委員	委員長	曾我部 博之（愛知工業大学 教授）
		委員	岡田 千絵（弁護士） 早川 秀喜（豊田商工会議所中小企業相談所会員支援グループ グループリーダー） 那須 伸和（豊田商工会議所建設業部会 副部会長） 湊 裕（連合愛知 豊田地域協議会 事務局長） 鬼頭 圭介（愛知県労働者福祉協議会 豊田支部 事務局長）
出席者	事務局	総務部	部長 藤本 聡
		総務部 契約課	課長 加藤 純也 副課長 出口 ひさと 担当長 三宅 寛貴 山口 敏宏 岸上 和美
傍聴人	5名		

1 総務部長あいさつ

2 条例案の検討

資料に基づいて事務局から説明し、質疑応答を行った。

＜主な審議内容＞

発言者	内 容
基本方針に関すること	
委員	条例案の基本方針のうち「入札等の透明性や競争の公平性の確保」、「談合その他の不正行為の排除」、「公契約の適正な履行の確保」については、現状の入札制度で担保されていると思われ、当たり前のことであると認識している。
委員	基本方針の一つである「労働者の適正な労働環境の確保」について、現状、原則1億5千万円以上の工事に適用されている総合評価方式における提案加点制度で対応しているが、条例施行後はこれを廃止し、条例に基づき事業者は当たり前労働環境の確保を行い、市側でも確認を行うことで良いか。
事務局	質問のとおり、現状の提案制度を廃止して、事業者には当たり前のこととして労働環境の確保を行っていただき、それを確認する方法へと移行したいと考えている。
委員	条例案の基本方針の一つである「地域経済の活性化への配慮」は重要な項目ではずすことはできない。一方で、担い手確保に向けて様々な取り組みを行っているが、市内事業者や技術者は、以前よりも大きく減少しており、若い技術者や市内下請業者を確保することが非常に難しいのが現状であることも理解していただきたい。

委員	豊田市は、技術者不足から特に建築関係において不調が多い印象である。これは、市内下請業者の確保が難しいことが要因であり、市外から確保しているため、市内経済を循環させようにも非常に厳しい状況である。公契約条例の目的達成のためには、市内の事業者や技術者不足を解消することが必要である。
事務負担等に関すること	
委員	建設業者は、条例制定により資料作成等の負担が増加するのではないかと不安を感じていたが、示された条例案であれば、現状の総合評価方式よりも、条例施行後の方が負担が減るため良い。
委員	総合評価方式における提案について、高得点を目指すあまり、過剰な提案をすることがあると思う。条例施行後は過剰な提案を行う必要がなくなることは良い。
委員	発注者側の事務負担について、是正措置といったルーチン以外の業務も含めたシミュレーションを行ったのか。
事務局	現時点でシミュレーションは行っておらず、近隣他市においても是正措置が必要なケースが発生していないため、ルーチン以外での業務量は把握できていない。しかし、現行の総合評価方式においては元請けのみ約20件が対象だが、条例施行後は一次下請まで約300件が対象となる見込みであり、単純に市側の業務量は増加すると想定している。
委員	ルーチン業務であまりに業務量が増えるのは良くない。AIの活用などによる省力化も検討してほしい。
委員	条例化に伴い、事業者側、市側ともに業務量を増加させないようにする必要がある。
条例違反時のペナルティ等に関すること	
委員	他市の公契約条例では、不適切な労働環境であることが発覚した場合、発注者である市が労働基準監督署へ通報する規定を設けているところもあるが豊田市では規定していないのはなぜか。
事務局	公務員の一般的な告発義務で十分に対応可能と考えたこと、また、市の条例に基づく主観的判断による是正措置の場合など通報が不要なケースもあることがその理由である。
委員	条例を遵守する実効性を担保するため、原則として条例上の通報制度は設けないとしても、悪質な場合は労働基準監督署への通報を行うといった強いペナルティがあることを明記しても良いと思う。
委員	多くの事業者に労働環境を遵守させるためには、より厳しいペナルティを規定することも有効ではあると思うが、条例案に規定されている入札参加停止措置でも十分効果はあるのではないか。
委員	条例案第10条において、特定受注者等が法令等に違反している疑いがあるときは必要な報告等を求めるとあるが、報告された資料の確認や、是正が必要か否かの判断は誰が行うのか。
事務局	事務局が行うことを想定している。
委員	仮に、特定受注者等が不適切な労働環境により入札参加停止措置を受けた場合は、是正措置に基づき労働環境を改善しながら当該工事を継続して施工するのか。

事務局	当該工事は継続して施工してもらいが、以降の入札から一定期間入札参加停止措置が適用されることを想定している。
委員	入札参加停止などのペナルティについて、悪質な場合には厳しいペナルティを科す必要があるが、真面目に取り組んでいる業者やそこで働いている労働者に不利益とならないように配慮する必要がある。
事務局	労働環境取組報告書により報告してもらう内容は、決して無理なことではなく、労働関係法令に基づき、守るべきものを挙げている。通常であれば問題の無い報告となるはずである。最低限遵守しなければならないことをしっかり確保した上で、競争して頂きたいことからこの内容とした。
事務局	入札参加停止については別に規定があり、公契約条例に基づく入札参加停止措置は規定されていないため、条例の制定とあわせて適用期間も含めて措置内容を検討する。
委員	特定公契約以外の契約に対する入札参加停止措置は期間が良いが、公契約条例に基づく場合は公契約条例の対象となる工事の本数とすることが良いのでは。
事務局	1億5千万円以上の工事は年間の本数が限られているが、入札参加停止措置は金額にかかわらず、本市の発注する工事の入札に一定期間参加できなくなるため、かなりの痛手を生む。また、社会的な信用失墜にもつながるため、必ずしも本数ではなく、重めの期間を設定すれば有効と考える。
委員	ペナルティは設けるべき。そういう覚悟を持ってしっかり管理をしていくべきである。入札参加停止措置を受けることは一番あってはならないことである。入札に参加できないことはもちろん、地域からの信頼も失う。公契約条例に基づく入札参加停止措置は通常よりも重くするべきと考えている。重くすることによって、虚偽の無い、真実の報告がされると思う。
委員	労働者の適正な労働環境の確保が条例化の目的の一つであるため、事業者の方にしっかりと取り組んでいただくことが労働者にとって一番大切である。また、良い労働環境の事業所であれば当然担い手も増えてくる。労働環境をしっかりと守らない事業者に対してはペナルティも必要である。
委員	採用に関する現状として、当たり前のことを行っていたのでは、従業員は増えてくれない。特に新卒の採用は非常に難しい状況である。このような中で従業員を採用していくためには、最低限の部分ではない付加価値を付ける工夫を行っていく必要がある。
事務局	その状況を危惧し、担い手3法が改正され、将来の担い手を確保するために働き方改革の推進といった様々な取組が行われている。
委員	今後、新しく道路を作るといった新設工事よりも維持管理工事が多くなる。新しい道路を開通させることができる技術者が必要とされてきたが、これからは維持管理工事ができる技術者を育成していくことが大切である。
事務局	建設事業者は新しい道路や建物を造ることに喜びを感じ、既設のものを修繕することに対する業務はモチベーションが必ずしも高いものではないと聞くがどうか。
委員	そのような話は確かにあると思う。しかしながら、これからは既設のものを、例えば災害に強いものに改修していくことが主となる時代となることは間違いな

	い。これまで造られてきたものは永久的なものではなく確実に劣化していくため、点検や修繕が必要である。
対象とする労働者の範囲等	
委員	条例案第2条第6項において、労働者の定義が2つある。一つは通常の従業員であり、もう一つは外注業者やいわゆる一人親方と理解しているが、これらに該当しない下請業者は労働環境申出書を提出することは可能なのか。
事務局	特定公契約に携わっていない労働者は、「条例で申し出ができる」としていないが、労働基準法の適用を受ける労働者であれば、労働環境申出書の提出は可能であると考えている。それが端緒となって調査等に発展する可能性もある。
委員	公契約条例の対象を下請業者も含めどこまでを対象とするのかを検討する必要がある。
委員	商工会議所が用意している一人親方労災保険に加入している一人親方の雇用主は商工会議所になる。このような場合の事務上の取扱いを整理してほしい。
委員	大規模な工事であるほど幅広い業種の多くの業者が関わるため、市外の事業者へ下請を発注することがあるが、市外の事業者に雇用されている労働者への公契約条例の周知はどのように行うのか。
事務局	元請け業者による表面的な報告に終始しないよう、第7条において、特定公契約に限ったものではあるが、公契約条例の理念を直接雇用している労働者の方はもちろん、下請の労働者にも周知させることを規定している。
委員	市外の事業者へ下請を発注することがあるが、市外の事業者に雇用されている労働者への公契約条例の周知はどのように行うのか。
事務局	第7条において、特定公契約に限ったものではあるが、公契約条例の理念を直接雇用している労働者の方はもちろん、下請の労働者にも周知させることを規定している。
その他	
委員	条例案について、シンプルであり、かつ、要点をよくつかんだ内容となっており評価できる。条例案を作成するに当たり、参考とした市はどこか。
事務局	近隣市や最近制定した市など、自治体の規模に関わらず多くの市を参考とした。
委員	賃金型ではなく理念型としたことは、全国で公契約条例が制定され始めた時とは時代背景が異なっているため良いと思う。理想は労働者と経営者がしっかりと交渉を行い、適切な賃金を確保していくことだが、公契約条例によって、全ての企業が遵守すべきことを遵守するようになれば良い。
委員	合併して市域が広くなり、かつ、山間部も多くあるため、災害時の緊急対応業務も非常に多くなっている。災害時には業界としてできることをしっかりとやっていきたい。現状の総合評価方式では災害協定を締結している場合に加点がある。実態として加点のために協定を締結している事業者もいると思うが、災害協定とは自分の地域は自分たちで守っていくという強い気持ちで締結すべきである。
事務局	担い手3法では、課題として災害時の緊急対応強化が掲げられている。先ほどの働き方改革や生産性の向上など業界として盛り上げていただき、中山間地域の対応をしていただかないと、安心安全な生活に支障がでるため対応をお願いしたい。

3 その他

第3回豊田市公契約条例検討委員会は7月20日（火）開催予定